令和８年度高分子凝集剤単価基本契約書（案）

1　品名	別記のとおり
2　規格	別記のとおり
3　契約単価	別記のとおり
4　契約単価の適用期間	令和９年１月 13 日から　令和９年３月 31 日
5　納入期限	仕様書のとおり
6　納入場所	仕様書のとおり
7　契約保証金 （第２条関係）	免除
8　適用除外項目	－
9　その他特記事項	契約金額の支払いは、原則として月ごとに行うため、各月の検査に合格した後に請求するものとする。

上記の物品売買について、発注者と受注者は、双方の合意に基づき、別添の条項により契約を締結する。

本契約の証として本契約書を２通作成し、双方記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

年　　月　　日

（電子契約の場合）

「この契約が契約単価の適用期間の始期までに締結されない場合において、発注者および受注者双方の協議により、当該始期から契約締結時までに行われた行為は、この契約に基づくものとして取り扱う。

本契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者および受注者が電子署名を施した上、それぞれその電磁的記録を保有する。」

発注者

受注者

別記

品　　名	規　　格	単　位	契　約　金　額（円） （うち消費税および地方消費税の額）
高分子凝集剤	仕様書のとおり	kg	（　　）

（総則）

第１条　発注者および受注者は、標記の契約書およびこの約款（ 以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書等に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

２　受注者はこの契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって履行しなければならない。

３　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

４　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

５　この契約書および仕様書等における期間の定めについては、この契約書または仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治 29 年法律第 89 号）の定めるところによるものとする。

（契約の保証）

第２条　受注者は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1) 国債または地方債

(2) 鉄道債券その他政府の保証のある債券

(3) 発注者が確実と認める金融機関が振り出し、または支払保証をした小切手

(4) 発注者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権

(5) 発注者が確実と認める金融機関の保証

(6) 保証事業会社の保証

２　前項の規定にかかわらず滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 230 条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

３　契約金額の変更があった場合においては、契約保証金の額が変更後の契約金額の 100 分の 10 に相当する額に達するまで、発注者は契約保証金の増額を請求することができ、受注者は契約保証金の減額を請求することができる。

（検査および引渡し）

第３条　発注者は、受注者から物品を納入した旨の通知を受けた日から 10 日以内に当該物品の検査を行うものとし、当該検査に合格した物品について、その引渡しを受けるものとする。

（所有権の移転）

第４条　物品の所有権は、引渡しがあったときに、受注者から発注者に移転するものとする。

（契約金額の支払）

第５条　発注者は、第３条の検査に合格した物品の引渡しを受けた後、受注者の発行する適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に契約金額を支払うものとする。

２　発注者の責めに帰すべき事由により前項の規定による支払が遅れた場合には、受注者は発注者に対し、前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。

３　前金払および部分払は、これを行わないものとする。

（納入期限の延長）

第６条　受注者は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

２　前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

３　発注者は第１項の申出があったときは、その理由を審査し、やむを得ないと認めるときは、受注者と協議して納入期限を変更するものとする。

（危険負担）

第７条　第３条の引渡しの完了前までに発注者の責に帰することができない理由により本件物品が毀損または滅失したときの危険は、受注者が負担する。

（契約不適合責任）

第８条　第３条の規定により引き渡された物品が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、発注者は、受注者に対し、当該物品の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

３　前２項の規定は、発注者の損害賠償の請求および解除権の行使を妨げない。

４　受注者が種類または品質に関して契約の内容に適合しない物品を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った時から１年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の違約金）

第９条　受注者は、自らの責めに帰すべき理由により納入期限内に合格品を完納しないときは、遅延数量に相当する契約金額に対し、納入期限の翌日から合格品を完納するまでの日数に応じて、当該納期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定により財務大臣が決定した率を乗じて計算した金額を違約金として発注者に支払うものとする。

２　前項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これを算入しない。

３　発注者は、第１項の違約金のあるときは、これを契約金額および第２条の契約保証金がある場合は当該金額から控除し、なお不足するときは当該不足分を徴収するものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第10条　受注者は、本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、承継し、または担保に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第11条　発注者および受注者は、本契約に違反し、相手方に損害を生じさせた場合、相手方に対しその直接被った通常かつ現実の損害についてのみ賠償するものとする。ただし、相手方に請

求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責めに帰すべき事由により生じた損害および逸失利益は含まれないものとする。

（発注者の解除権）

第 12 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。

(1) 受注者が、納入期限内または納入期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。

(2) 受注者が、正当な理由がなく着手期限が過ぎても着手しないとき。

(3) 受注者が、正当な理由がなく地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の２第１項の規定による監督または検査の執行を妨げたとき。

(4) 受注者が、本契約の入札等に当たり談合その他の不正の行為をしたとき。

(5) 受注者、受注者の役員等（受注者の代表者もしくは役員またはこれらの者から発注者との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または受注者の経営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、受注者またはその代理人が、滋賀県財務規則または契約条項に違反したとき。

2 受注者は、談合その他の入札不正行為により契約が解除されたときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

（受注者の解除権）

第 13 条 受注者は、発注者が契約に違反したため、物品を完納することが不可能になったときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除する場合において、受注者に損害が発生する場合は、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者および受注者が協議して定める。

（予期することのできない事情による契約金額の変更）

第 14 条 受注者は、この契約締結後、予期することのできない事情により契約金額が不適当となったときは、発注者に対し、契約金額の変更を求めることができる。なお、当該申出にあたっては、受注者は契約金額の変更が必要であることを示す資料を発注者に提示しなければならない。

2　発注者は受注者から前項の申出があったときは、誠実に協議に応じなければならない。
3　第1項に定める申出を受けて発注者および受注者が協議した結果、必要があると認めるときは、契約金額を変更することができるものとする。

（誓約）
第15条　受注者は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨に則り、第12条第1項第５号の規定に該当しないことの表明および確約のため、別紙誓約書のとおり誓約するものとする。

（不当介入があった場合の通報・報告義務）
第16条　受注者は、本契約の履行に当たり第12条第1項第５号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに発注者に報告しなければならない。

（人権の尊重）
第17条　受注者は、滋賀県人権尊重の社会づくり条例（平成13年滋賀県条例第27号）第３条に基づき、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、人権が尊重される社会づくりに寄与するように努めるものとする。

（物品納入等の自動車の使用）
第18条　受注者は、物品納入時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めるものとする。

（費用の負担）
第19条　本契約の締結に必要な費用は、受注者の負担とする。

（管轄裁判所）
第20条　本契約について訴訟の必要が生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（その他）
第21条　本契約に定めるもののほか必要な事項については、滋賀県財務規則に定めるところによるものとする。
2　本契約に定めのない事項および本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、発注者と受注者が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

別紙

誓　　約　　書

私は、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

1　自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
(1)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
(2)　暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
(3)　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
(4)　暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
(5)　暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(6)　上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

2　1の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

(R08.03)